

鹿 児 島 県 公 報

平成26年10月17日（金）第3052号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定の解除（2件）（森づくり推進課取扱い） 2
- 保安林の指定の解除予定（森づくり推進課取扱い） 2
- 救急病院等の認定（地域医療整備課取扱い） 3
- 県営土地改良事業の計画の変更（農地整備課取扱い） 3
- 平成26年度自衛官の募集（危機管理防災課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（3件）（南薩地域振興局取扱い） 4
（大島支庁取扱い） 4

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する公告（商工政策課取扱い） 5
- 落札者等の公告（県立大島病院取扱い） 6

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則（※）（高校教育課取扱い） 6

正 誤

- 鹿児島県公報第3047号の5（平成26年9月30日付け）の一部訂正（※）（会計課取扱い） 6

告 示

鹿児島県告示第1005号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年10月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
肝属郡肝付町岸良字小森1712番3，1712番5，1712番6，1712番14，1712番17，1712番19
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1006号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年10月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
垂水市浜平字高尾ノ下2190番イ，本城字高尾2726番5，2726番6
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1007号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年10月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南九州市穎娃町郡字西濱田13番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1008号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年10月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南九州市穎娃町郡字西濱田13番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1009号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定

を解除する予定である。

平成26年10月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
薩摩郡さつま町神子字打込3984番8, 3985番3・3985番16・3985番18（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1010号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成26年10月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
鹿児島厚生連病院	鹿児島市天保山町22番25号

- 2 認定の有効期限
平成29年10月20日

鹿児島県告示第1011号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（経営体育成型）（旧：経営体育成基盤整備）（区画整理）第二新富地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年10月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年10月20日から同年11月17日まで
- 3 縦覧場所
肝付町役場農業振興課

鹿児島県告示第1012号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成26年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成26年10月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 募集種目
自衛官候補生（男子）
- 2 募集期間
平成26年10月20日から同年12月5日まで
- 3 試験期日
平成26年12月12日から同月13日まで

4 応募年齢

採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者

5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁及び委託病院
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎及び委託病院

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

南薩地域振興局告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年10月17日

南薩地域振興局長 西井上誠

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
悠あい	指宿市開開川尻 5255番地3	株式会社イーストスクエア	指宿市開開川尻 5255番地3	鶴岡 恒	平成26年 10月1日	就労継続支援A型
ふじ美の里	枕崎市板敷西町 321番地	社会福祉法人富士福祉会	枕崎市日之出町 93番地	岩下 修一	平成26年 10月1日	就労継続支援B型

大島支庁告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年10月17日

大島支庁長 本重人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ホームヘルプサービスセンター 住用の園	奄美市住用町大 字摺勝字俊勝袋 451番3	社会福祉法人恵寧会	奄美市住用町大 字摺勝字俊勝袋 451番3	土持 圭子	平成26年 10月1日	同行援護

大島支庁告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年10月17日

大島支庁長 本重人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
くろーばあは うす	奄美市名瀬平田 町25番11	一般社団法人くろーばあ	奄美市名瀬平田 町2番2号206 号室	祝 信行	平成26年 10月1日	就労継続支援B型

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成26年10月17日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年10月17日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年10月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス出水野田店
出水市野田町上名字町原496番 外2筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年6月4日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,531平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北側及び東側 60台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北側 11立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前10時
イ 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北西側及び北側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成26年10月3日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年10月17日

県立大島病院長 眞田純一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
磁気共鳴診断装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立大島病院総務課
奄美市名瀬真名津町18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年9月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
シーメンス・ジャパン株式会社南九州営業所
鹿児島市住吉町12-11
- 5 落札金額
167,508,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成26年8月1日

教育委員会規則

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月17日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第11号

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立高等学校学則（昭和27年鹿児島県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鹿児島県立出水工業高等学校の項中「電子機械科」を「機械電気科，電子機械科」に改める。

附 則

この規則は，平成27年4月1日から施行する。

正 誤

平成26年9月30日付け鹿児島県公報第3047号の5中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
7	上から19行目	医療品	医薬品